

建設業法施行令の一部を改正する政令案参照条文

○建設業法（昭和二十四年法律第百号）（抄）	1
○建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）（抄）	3
○建設業法施行令第二十七条の三第三項の規定による種別及び施工技術検定期則第一条第二項の規定による学科試験科目及び実地試験科目（昭和五十八年建設省告示第千五百八号）（抄）	6
○建設業法施行令第二十七条の七の規定に基づき、二級の技術検定の学科試験の免除を受けることができる期間を定める件（平成二十七年国土交通省告示第千九十九号）（抄）	7

○建設業法（昭和二十四年法律第百号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「建設工事」とは、土木建築に関する工事で別表第一の上欄に掲げるものをいう。

2～5 （略）

（技術検定）

第二十七条 国土交通大臣は、施工技術の向上を図るため、建設業者の施工する建設工事に従事し又はしようとする者について、政令の定めるところにより、技術検定を行うことができる。

2 前項の検定は、学科試験及び実地試験によつて行う。

3～5 （略）

（手数料）

第二十七条の十六 学科試験若しくは実地試験を受けようとする者又は合格証明書の交付若しくは再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数を国（指定試験機関が行う試験を受けようとする者は、指定試験機関）に納めなければならない。

2 （略）

別表第一

土木一式工事	土木工事業
建築一式工事	建築工事業
大工工事	大工工事業
左官工事	左官工事業
とび・土工・コンクリート工事	とび・土工工事業
石工事	石工事業
屋根工事	屋根工事業

電気工事	電気工事業
管工事	管工事業
タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業
鋼構造物工事	鋼構造物工事業
鉄筋工事	鉄筋工事業
舗装工事	舗装工事業
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業
板金工事	板金工事業
ガラス工事	ガラス工事業
塗装工事	塗装工事業
防水工事	防水工事業
内装仕上工事	内装仕上工事業
機械器具設置工事	機械器具設置工事業
熱絶縁工事	熱絶縁工事業
電気通信工事	電気通信工事業
造園工事	造園工事業
さく井工事	さく井工事業
建具工事	建具工事業
水道施設工事	水道施設工事業
消防施設工事	消防施設工事業
清掃施設工事	清掃施設工事業

○建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）（抄）

（技術検定の種目等）

第二十七条の三 法第二十七条第一項の規定による技術検定は、次の表の検定種目の欄に掲げる種目について、同表の検定技術の欄に掲げる技術を対象として行う。

検定種目	検定技術
建設機械施工	建設工事の実施に当たり、建設機械を適確に操作するとともに、建設機械の運用を統一かつ能率的に行うために必要な技術
土木施工管理	土木一式工事の実施に当たり、その施工計画の作成及び当該工事の工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理を適確に行うために必要な技術
建築施工管理	建築一式工事の実施に当たり、その施工計画及び施工図の作成並びに当該工事の工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理を適確に行うために必要な技術
電気工事施工管理	電気工事の実施に当たり、その施工計画及び施工図の作成並びに当該工事の工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理を適確に行うために必要な技術
管工事施工管理	管工事の実施に当たり、その施工計画及び施工図の作成並びに当該工事の工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理を適確に行うために必要な技術
造園施工管理	造園工事の実施に当たり、その施工計画及び施工図の作成並びに当該工事の工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理を適確に行うために必要な技術

- 2 技術検定は、一級及び二級に区分して行う。
- 3 建設機械施工、土木施工管理及び建築施工管理に係る二級の技術検定は、当該種目を国土交通大臣が定める種別に細分して行う。

(受検資格)

第二十七条の五 一級の技術検定を受けることができる者は、次のとおりとする。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除き、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。）を卒業した後受検しようとする種目に関し指導監督の実務経験一年以上を含む三年以上の実務経験を有する者で在学中に国土交通省令で定める学科を修めたもの
- 二 学校教育法による短期大学又は高等専門学校（旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を含む。）を卒業した後受検しようとする種目に関し指導監督の実務経験一年以上を含む五年以上の実務経験を有する者で在学中に国土交通省令で定める学科を修めたもの
- 三 受検しようとする種目について二級の技術検定に合格した後同種目に関し指導監督の実務経験一年以上を含む五年以上の実務経験を有する者
- 四 国土交通大臣が前三号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有するものと認定した者
  - 2 二級の技術検定を受けることができる者は、次の各号に掲げる種目の区分に応じ、当該各号に定める者とする。
    - 一 建設機械施工 次に掲げる試験の区分に応じ、それぞれに定める者
      - イ 学科試験 当該学科試験が行われる日の属する年度の末日における年齢が十七歳以上の者
      - ロ 実地試験 次のいずれかに該当する者
        - (1) 学校教育法による高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による実業学校を含む。）及び次号ロ(1)において同じ。）又は中等教育学校を卒業した後受検しようとする種目に関し二年以上の実務経験を有する者で在学中に国土交通省令で定める学科を修めたもの
        - (2) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した後建設機械施工に関し、受検しようとする種目に関する一年六月以上の実務経験を有する者
        - (3) 受検しようとする種目に関し六年以上の実務経験を有する者
        - (4) 建設機械施工に関し、受検しようとする種目に関する四年以上の実務経験を有する者
        - (5) 国土交通大臣が(1)から(4)までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有するものと認定した者
    - 二 土木施工管理、建築施工管理、電気工事施工管理、管工事施工管理又は造園施工管理 次に掲げる試験の区分に応じ、それぞれに定める者
      - イ 学科試験 当該学科試験が行われる日の属する年度の末日における年齢が十七歳以上の者
      - ロ 実地試験 次のいずれかに該当する者
        - (1) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した後受検しようとする種目（土木施工管理又は建築施工管理にあつては、種別。

- (2)において同じ。) に関し三年以上の実務経験を有する者で在学中に国土交通省令で定める学科を修めたもの  
 (2) 受検しようとする種目に関し八年以上の実務経験を有する者  
 (3) 国土交通大臣が(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有するものと認定した者

(試験の免除)

第二十七条の七 次の表の上欄に掲げる者については、申請により、それぞれ同表の下欄に掲げる試験を免除する。

一級の技術検定の学科試験に合格した者	種目を同じくする次回の一級の技術検定の学科試験の全部
二級の技術検定の学科試験に合格した者	種目（建設機械施工、土木施工管理又は建築施工管理にあつては、種目及び種別）を同じくする二級の技術検定（検定種目その他の事項を勘案して国土交通大臣が定める期間内に行われるものに限る。）の学科試験の全部
一級の技術検定に合格した者	二級の技術検定の学科試験又は実地試験の一部で国土交通大臣が定めるもの
二級の技術検定に合格した者	種目を同じくする一級の技術検定の学科試験又は実地試験の一部で国土交通大臣が定めるもの
他の法令の規定による免許で国土交通大臣が定めるものを受けた者又は国土交通大臣が定める検定若しくは試験に合格した者	国土交通大臣が定める学科試験又は実地試験の全部又は一部

(受験手数料等)

第二十七条の十 学科試験又は実地試験の受験手数料の額は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、第二十七条の七の規定により学科試験又は実地試験の一部の免除を受けることができる者が当該学科試験又は実地試験を受けようとする場合においては、当該学科試験又は実地試験について同表に掲げる額から国土交通大臣が定める額を減じた額とする。

検定種目	一級	二級
------	----	----

		学科試験	実地試験	学科試験	実地試験
建築機械施工	一万百円	二万七千八百円	一万百円	二万七千八百円	二万七千八百円
土木施工管理	八千二百円	八千二百円	四千百円	四千百円	四千百円
建築施工管理	九千四百円	九千四百円	四千七百円	四千七百円	四千七百円
電気工事施工管理	一万千八百円	一万千八百円	五千九百円	五千九百円	五千九百円
管工事施工管理	八千五百円	八千五百円	四千二百五十円	四千二百五十円	四千二百五十円
造園施工管理	一万四百円	一万四百円	五千二百円	五千二百円	五千二百円

2 技術検定の合格証明書の交付又は再交付の手数料の額は、二千二百円とする。

○建設業法施行令第二十七条の三第三項の規定による種別及び施工技術検定規則第一条第二項の規定による学科試験科目及び実地試験科目（昭和五十八年建設省告示第千五百八号）（抄）

建築施工管理に係る二級の技術検定について建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第二十七条の三第三項の規定により国土交通大臣が定める種別は次の表の種別の欄に掲げる種別とし、及び当該種別について施工技術検定規則（昭和三十五年建設省令第十七号）第一条第二項の規定により国土交通大臣が指定する学科試験及び実地試験の科目は同表の学科試験科目及び実地試験科目の欄に掲げる学科試験及び実地試験の科目とする。

種別	学科試験科目	実地試験科目
建築	建築学等 躯体施工管理法	躯体施工管理法

	法規	
躯体	建築学等 躯体施工管理法 法規	躯体施工管理法
仕上げ	建築学等 仕上施工管理法 法規	仕上施工管理法

○建設業法施行令第二十七条の七の規定に基づき、二級の技術検定の学科試験の免除を受けることができる期間を定める件（平成二十七年国土交通省告示第千百九十九号）（抄）

建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第二十七条の七の規定に基づき、国土交通大臣が定める期間は、二級の技術検定（以下「技術検定」という。）の学科試験に係る合格発表の日の属する年度の末日初日から起算して十一年十二年以内であつて当該学科試験と種目（建設機械施工、土木施工管理又は建築施工管理にあつては、種目及び種別）を同じくする技術検定の実地試験を受験した受験する日の属する年度の末日初日から起算して一年二年以内とする。